

1. 基本的な考え方

- 番号法※1における『特定個人情報保護委員会』の機能・権限の拡張等により措置することとし、内閣総理大臣の所轄に属する、いわゆる三条委員会※2とする。
- 特定個人情報等に関する特定個人情報保護委員会としての機能・権限等はそのまま維持し、監督・関与の対象を特定個人情報以外の個人情報（一般の個人情報）に拡大する。
 - ・ 委員を増員し、パーソナルデータの利活用とプライバシー保護に配慮したバランスの取れた人選とする。
 - ・ 個人情報保護を対象とするものに関して、個人情報保護法に基づく消費者庁等の機能・権限を第三者機関に移管する（基本方針の策定・推進等）。
 - ・ 行政権の行使等に関する現行制度における主務大臣制との関係については、実効的な執行・効率的な運用の観点等から整理する。（【2. 主務大臣制との関係】で説明）
 - ・ 紛争処理、苦情処理等を行うこととする。（【3. 紛争処理】で説明）
 - ・ このほかの機能・権限、役割等については、それぞれの制度・仕組みの検討を行う中で検討することとする。（個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い、他国への越境移転の制限・国際的な執行協力、プライバシー影響評価、罰則・課徴金など）
- 第三者機関による監督・関与の実効性を確保するため、執行体制の整備が必要である（事務局の充実、地方における執行体制の確保（事務・権限の委任を含む。）など）。

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

※2 国家行政組織法第3条、内閣府設置法第49条などの規定に基づき府省の外局として置かれる委員会であり、高い独立性が保たれている。

＜参考＞ 『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』

- ・ 第三者機関への行政処分等の権限の付与・一元化について検討するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。
- ・ パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進する観点から、独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施等の対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。
その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。
- ・ 高度に専門的な知見が必要とされる分野（センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。）におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見をもって対応すること等について検討する。

2. 主務大臣制との関係

- 第三者機関と主務大臣制との関係については、
 - ・ 専門的知見を活かした実効的な執行・効率的な運用の確保※1
 - ・ 適切な執行を実施するための体制整備
 - ・ 事業者への負担に配慮した重畳的な執行・運用の回避等の観点から整理する必要がある。

※1 高度に専門的な知見が必要とされる分野（センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。）（以下「特定分野」という。）において、関係機関が専門的知見をもって対応する上で、主務大臣制の機能を活用することの可否を検討する。なお、全ての分野において専門的知見を活かした執行、分野横断的統一性や公正性の確保が必要との意見もある。

※2 第三者機関と各主務大臣の相互の執行協力や専門的な知見の提供、意見聴取・協議等の方法は法案策定に当たり、整理が必要。

【対応方針】※2

案①： 主務大臣制を廃止し、全ての権限等を第三者機関に集約する（第三者機関が事業所管大臣から執行協力や専門的な知見の提供を受けたり、事業所管大臣への意見聴取・協議を行ったりする等、様々な類型が考えられる。）。

案②： 特定分野について、主務大臣を置くこととし、他の分野については第三者機関に権限等を集約する。なお、第三者機関が主務大臣よりも強力な執行権限（「勧告」、「命令」）を有する（主務大臣は当該権限を有しない）。

案③： 現行の主務大臣制を維持し、第三者機関と並存させる。なお、特定分野を担当する主務大臣については、他の分野の主務大臣よりも一定の権限等を上乗せして有する。

案④： 現行の主務大臣制を維持し、第三者機関と並存させる。なお、第三者機関と全ての主務大臣が同等の執行権限を有する。

案⑤： 第三者機関を主務大臣等の執行を監督する機関とする。

（補足）

- ・ 案①～④について、第三者機関は、特定個人情報に関する権限等として有している「指導」、「立入検査」について、一般の個人情報取扱事業者に対しても権限等を有することとする（現行の主務大臣は、これらの権限を有していない）。
- ・ 案②～⑤について、上記措置に準じて、主務大臣も、従来からの権限等（「助言」、「報告徴収」）に加えて、「指導」、「立入検査」の権限等を有することとする。
- ・ 案②について、現行の主務大臣が有している「勧告」、「命令」の権限を第三者機関に移管する。代替措置として、主務大臣は、第三者機関に対する「措置の求め」の権限を有することとする（案③の特定分野以外の分野（他の分野）の主務大臣も同様）。
- ・ 案④について、主務大臣が「勧告」又は「命令」を行う場合には、第三者機関への意見聴取（又は協議）を行うこととし、全体の整合性を確保することとする（案③の特定分野の主務大臣も同様）。
- ・ 案②～④について、第三者機関と主務大臣は、相互に協力することとし、資料・情報の提供等を行うことができることとする。
- ・ 案①～⑤について、番号法において特定個人情報保護委員会が行う（行うことができる）とされている「内閣総理大臣への意見申出」、「国会に対する報告」、「規則制定」について、一般の個人情報にも対象を拡大し、第三者機関の機能・権限等とすることとする。また、現行において内閣総理大臣が行うこととされている「施行状況の公表」についても第三者機関が行うこととする。

第三者機関の体制整備（事務局案）

<個人情報取扱事業者に対する監督>

	第三者機関	主務大臣	
		特定分野	他の分野
案①	<ul style="list-style-type: none"> 報告・立入検査 指導・助言 勧告・命令 	（注）事業所管大臣として、第三者機関に執行協力や専門的な知見の提供を行ったり、第三者機関からの意見聴取・協議を受けたりする等、様々な類型が考えられる。	
案②		<ul style="list-style-type: none"> 報告・立入検査、指導・助言 勧告・命令 → 措置の求め 	—
案③		<ul style="list-style-type: none"> 報告・立入検査、指導・助言 勧告・命令（第三者機関への意見聴取・協議） 	<ul style="list-style-type: none"> 報告・立入検査、指導・助言 勧告・命令 → 措置の求め
案④		<ul style="list-style-type: none"> 報告・立入検査、指導・助言、勧告・命令（第三者機関への意見聴取・協議） 	
案⑤		（主務大臣等を監督） <ul style="list-style-type: none"> 報告・立入検査、指導・助言、勧告・命令 	

※ 認定個人情報保護団体に対する第三者機関の権限等については、この検討結果を踏まえ、別途整理する。

	メリット	デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> 重畳的な執行・運用の回避 専門的知見の活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 執行体制の大規模な整備が課題 第三者機関の負担増
案②	<ul style="list-style-type: none"> 重畳的な執行・運用の回避（一定程度） 専門的知見の活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 執行体制の整備が課題
案③	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な移行が可能 専門的知見の活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 重畳的な執行・運用（特定分野においては、より重畳感が増加）
案④	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な移行が可能 専門的知見の活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 重畳的な執行・運用
案⑤	<ul style="list-style-type: none"> 重畳的な執行・運用の回避 権限等の整理が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の体制整備の意義の低下 『見直し方針』と不整合

3. 紛争処理

- 個人情報保護・プライバシー保護に係る紛争については、本人と個人情報取扱事業者との間における紛争が大半を占めるものと考えられる。
 - ・ 現行の苦情処理体制において必ずしも全ての事案で解決に至っているわけではない。
 - ・ 未解決事案について、訴訟による解決の途が用意されているものの、訴訟は、本人、事業者の双方に多大な負担を強いることとなる。
 などの課題に適切に対応するためには、紛争処理体制を整備（監視・監督機能を有する第三者機関から独立した審査会の設置等）し、専門的な知見を活用した簡易で迅速な解決を図る訴訟とは別の紛争解決の途を用意することが必要であるものと考えられる。
- 紛争処理体制の整備に当たっては、民間における紛争に関する処理機関を整備している以下のような諸制度を参考に検討する。

【対応方針】

案①： 公害紛争処理型…公害等調整委員会が、公害に係る紛争についてのおっせん、調停、仲裁等を行う。

案②： 住宅品質確保促進型…国土交通大臣が、弁護士会又は一般社団法人若しくは一般財団法人からの申請に基づき紛争処理機関を指定。指定機関が、売買契約等に関する紛争についてのおっせん、調停、仲裁を行う。

（参考）金融ADR制度…内閣総理大臣が、申請に基づき紛争解決機関を指定。指定機関が、紛争解決の申立てに対して和解案を提示し、迅速、簡便、柔軟な紛争解決を図る。

	メリット	デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一元的な判断が可能であり、公正性・透明性のある処理が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理件数に応じた体制（人員等）の確保が課題（特に地方部の体制整備）
案②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟な体制整備が可能か 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の一元性の確保（指定機関ごとに異なる可能性） ・ 指定機関の確保が課題